

盛岡市議会インターネット等中継業務委託
要求仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書（以下、「仕様書」という。）は、盛岡市（以下、「発注者」という。）が発注する盛岡市議会インターネット等中継業務委託（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

(目的)

第2条 平成23年4月から導入し、現在運用している議会インターネット等中継（以下「現行システム」という。）は、業務委託契約期間が令和8年3月末となっており、議会インターネット等中継（以下「本システム」という。）の業務委託契約を更新する必要がある。

契約更新を機に、本業務では市民等に、開かれた議会を目指す取り組みの一環として、インターネット等において市議会の審議状況を生中継すること（以下「ライブ中継」という。）及び過去の会議の録画中継を配信すること（以下「VOD中継」という。）で、より多くの市民へ議会の傍聴できる機会を提供し、さらなる市民等の利便性の向上と、議会としての積極的で迅速な情報提供を行うことを目的とする。

なお、本業務においては、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ライブ中継及びVOD中継を行うための機械機器、配線等の設置
- (2) 市役所本会議場で開かれる本会議のライブ中継の庁内及び庁外への配信
- (3) 市役所委員会室で開かれる委員会、全員協議会等のライブ中継の庁内配信
- (4) ライブ中継及びVOD中継配信用の盛岡市議会インターネット中継ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）の制作、運用及び管理

(業務概要)

第3条 本業務は、以下の項目について作業するものとする。

- (1) 計画準備
- (2) 中継配信関連
利用環境の構築、設定（前条第1項各号）
- (3) 各種マニュアルの作成、操作研修
- (4) 運用支援、本システム保守

(協議等)

第4条 受注者は発注者と協議又は打合せを行った際は、その都度、協議記録又は打合せ記録を作成し、当該記録を発注者に提供するものとする。なお、打合せは対面を基本とするが、必要に応じてリモートによる方法も可とする。

(守秘義務)

第5条 受注者は、本業務で知り得た事項について、発注者の承認を得ずに他に漏らしてはならない。また、この取扱いは契約期間の満了又は解約により契約が終了した後も同様とする。

(瑕疵の修正)

第6条 本業務の成果に瑕疵が見受けられる場合には、本業務継続中はもとより、終了後においても、受注者の責任により修正するものとする。受注者側において瑕疵を認識した場合には、遅滞なく発注者に報告するものとする。

(損害賠償等)

第7条 受注者は、本業務遂行中に生じた諸事故に対して、発生原因、経過、被害等の状況を発注者に速やかに報告し、受注者の責任においてその解決を行うこと。

(事業期間及び契約形態)

第8条 事業期間及び契約形態

(1) 本システム

ア 移行作業及び準備期間

契約締結日から令和8年7月31日まで

イ システム稼働期間及び利用期間

令和8年8月1日から令和13年7月31日まで

ウ システム利用期間

令和8年8月1日から令和13年7月31日まで

なお、本業務に係る一切の経費（機器等設置・撤去費用、ホスティング費用、回線使用料、プロバイダー料、データ編集料、既存機器の撤去費用、工事費等）の支払いについては、毎年度ごとの事業完了後に清算払いの年1回一括払いを想定している。

エ 契約形態

契約締結日から令和13年7月31日までの長期継続契約を予定。

なお、履行期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日とする。

(運用終了時の処理及び引継ぎ)

第9条 本システムの運用終了時には、終了日において搭載している全てのデータを取り出し、発注者が指定する汎用的なデータ形式（MP 4形式等）により記録媒体に格納して引き渡すこと。その際、本システムにおいて関連付けにより利用されたデータは、その関係が分かるような資料若しくはデータの作成を行うこと。また、引継ぎのためのデータを発注者が確認した後、受注者は速やかに本システムのデータを完全に消去し、その結果を報告すること。その際、受注者に発生する費用については、発注者に別途請求しないこと。

なお、発注者から別途指示がある場合はその指示に従うこと。

（疑義）

第10条 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者、受注者は誠意をもって協議を行うものとする。また、受注者は協議の結果に基づいて業務を実施するものとする。

（権利）

第11条 本業務による成果品の著作権・所有権は、システムの整備・構築において使用する市販ソフトウェアの著作権（受注者保有のパッケージソフトウェアの著作権を含む。）を除き、全て発注者に帰属するものとする。

（準拠する法令等）

第12条 本業務は、本業務仕様書のほか、次に掲げる関係法令、規定・規則等に準拠し行うものとする。

- (1) 盛岡市情報公開条例（平成12年条例第51号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (3) 情報セキュリティ対策に関する規程（平成31年訓令第1号）
- (4) その他関係法令、規則等

（資料の貸与と使用制限）

第13条 発注者は本業務を実施するにあたり必要な資料を受注者に貸与する。受注者は貸与を受けた資料の取扱い及び保管にあたっては、忘失、汚損、破損等のないよう万全の注意を払うものとし、使用後は速やかに返却すること。また、受注者は発注者の承諾なくして貸与を受けた資料を複製してはならない。

第2章 システム要件

（システム概要）

第14条 本システムの概要等については、別紙1「盛岡市議会インターネット等中継業務委託システム概要等」のとおりとする。

第3章 機能要件

(機能要件)

第15条 機能要件は、次のとおりとする。

- (1) 別紙2「庁内配信用機能要件」にある機能を満たすこと。
- (2) 別紙3「ポータルサイト機能要件」にある機能を満たすこと。
- (3) 別紙4「カメラ操作及びテロップ表示用システム機能要件」にある機能を満たすこと。

第4章 データ要件

(データ移行)

第16条 本業務を実施するにあたり、現行システムから本システムへ移行するデータを受注者は、発注者が提供する移行データを汎用的なデータ形式（MP4形式等）にて受注者に貸与するものとする。また、受注者はこれらの移行データについて、発注者と協議の上、新たに構築するポータルサイトにセットアップしなければならない。

(環境設定)

第17条 本業務を実施するにあたり、現行システムの各種設定を移行するものとする。受注者は、システム運用に必要となる各種設定を行うものとする。

- (1) 庁内配信の環境設定

システムへのアクセス時の認証は不要とする。

- (2) ライブ中継及びVOD中継の環境設定

(ア) インターネットにおいて利用する際の、Web上の画面デザインの設定

(イ) 利用上の注意及び利用条件等の表示設定（利用条件等は、受注者が原案を作成し、発注者と受注者の協議により決定する。）

第5章 非機能要件

(信頼性)

第18条 非機能要件は、次のとおりとする。

- (1) システム運用時間

原則24時間 365日の連続稼働とすること。

なお、やむを得ない事情により、システムの全部又は一部を停止する場合には、2週間前までに発注者へ連絡すること。

(2) セキュリティ

- (ア) 第三者による不正アクセスや、情報改ざんがないよう、必要なセキュリティ措置を講じること。
- (イ) OSのセキュリティパッチ等は、システム構築時の最新版を適用すること。また、システム導入後も新たにリリースされるセキュリティパッチ等を速やかに適用すること。
- (ウ) 庁内及び庁外の双方において、ウイルス対策を講じること。
- (エ) クラウドやデータセンターについて、日本の裁判管轄、法令が適用されること。海外への機密情報の流出リスクを考慮し、当該サービスを提供するリージョン（国・地域）を国内に指定すること。また、利用者のデータが海外に保存されないこと。

(3) データの保全性

- (ア) 誤操作等による重要データ消去を避けるために必要な対策措置を講じること。
- (イ) データの整合性を確保するため、更新処理においては十分なデータチェックを行うこと。
なお、エラー等により処理が中断された場合には、データの処理実行前の状態に戻すこと。

(教育要件)

第19条 教育要件は、次のとおりとする。

(1) 操作マニュアルの作成

- (ア) 職員向けシステム操作マニュアルを作成すること。
- (イ) 初心者でも理解しやすいように利用できる機能の説明を分かりやすく記述し、機能毎に操作の手順、入力方法などを明確に記述すること。
- (ウ) 特殊な用語を使う必要がある場合は、巻末等に用語の説明文を用意すること。
- (エ) 変更が生じた際には、その都度マニュアルを改訂し納品すること。
- (オ) 障害発生時における必要な対処措置などについても、専門的な知識がなくても理解できるよう、分かりやすい記述で管理者マニュアルに含めること。

(2) 操作研修

本システムの本格稼働前に、研修を実施すること。

(システム保守)

第20条 システム保守は、次のとおりとする。

- (1) システム導入後、安定したシステム稼働を維持するためにシステム保守を行うこと。
- (2) システム保守で実施する内容は、次のとおりとする。

項目		サービスレベル	備考
問い合わせ 対応	問い合わせ対応	・電話（平日 8：30～17：30） ・メール（随時）	実施は受注者の営業日とする。
	一次回答	翌営業日以内	〃
障害対応	原因究明、解決方法、対応スケジュールの提示	・電話（平日 8：30～17：30） ・メール（随時）	実施は受注者の営業日とする。
	原因究明、解決方法、対応スケジュールの提示	報告した対応スケジュールに基づく	〃
	障害対応の報告	レポートの提出	〃
定期点検等	中継等の点検	定例会及び臨時会の開催前に実施	
随時作業	ウイルス定義ファイル	リリース後、1週間以内に適用	
	セキュリティパッチ	リリース後、確認・検証を行った上で速やかに適用	

（運用支援）

第21条 運用にあたっての支援は、次のとおりとする。

- (1) システムの利活用や新規搭載データの相談等、発注者からの問い合わせに対し、おおむね24時間以内（土日祝を除く。）にレスポンスをすること。
- (2) 新たなコンテンツ追加や機能拡張など本業務に関する発注者からの相談に対して、誠実な姿勢での確かつ適切に対応すること。
- (3) その他、最適と考えられる運用支援を積極的に行うこと。

第6章 成果品

（成果品）

第22条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----|
| (1) ライブ中継及びVOD中継用機器 | 1式 |
| (2) ライブ中継及びVOD中継用機器構成図 | 1式 |
| (3) ライブ中継及びVOD中継用機器システム構成図 | 1式 |
| (4) カメラ操作及びテロップ表示用システム | 1式 |
| (5) 盛岡市議会インターネット中継ポータルサイト | 1式 |
| (6) システム操作マニュアル | 1式 |

(7) 臨時会を含む定例会ごとの映像データ	定例会ごとに1式
(8) 各種移行データ（契約終了時）	1式
(9) 協議等記録簿	1式
(10) 作業報告書	1式
(11) その他本業務で発生した成果品	1式